

新 旧 対 照 表

改 正 案	現 行																
<p>1 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、1-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-2を原則適用する。ただし、現地条件等により1-1、1-2によりがたい場合は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。</p> <p>1-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工損調査等業務</td> <td style="text-align: center;">直接人件費の 1.91 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p> <p>1-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費交通費の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工損調査等業務</td> <td style="text-align: center;">直接人件費の 2.29 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p>	区 分	旅費交通費	工損調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント	区 分	旅費交通費	工損調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント	<p>1 旅費交通費 宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、1-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、1-2を原則適用する。ただし、現地条件等により1-1、1-2によりがたい場合は、県土木部が公表する設計業務等標準積算基準書（参考資料）第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3（以下「1-3-3」という。）を適用する。</p> <p>1-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合） 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。 同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工損調査等業務</td> <td style="text-align: center;">直接人件費の 1.91 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p> <p>1-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合） 1) 旅費の率を用いた積算 用地調査等業務については、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。 往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれていないため、別途計上する。 同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">区 分</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">旅費交通費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">工損調査等業務</td> <td style="text-align: center;">直接人件費の 2.29 パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車（ライトバン）運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。</p>	区 分	旅費交通費	工損調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント	区 分	旅費交通費	工損調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント
区 分	旅費交通費																
工損調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント																
区 分	旅費交通費																
工損調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント																
区 分	旅費交通費																
工損調査等業務	直接人件費の 1.91 パーセント																
区 分	旅費交通費																
工損調査等業務	直接人件費の 2.29 パーセント																

2) 率を用いた場合の宿泊費・宿泊手当の積算

2) - 1 宿泊費

宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は鹿児島県職員等の旅費に関する条例（以下、「旅費条例」という）で定める額（宿泊費上限額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

なお、旅費条例により宿泊費上限額は10,000円とする。

2) - 2 宿泊手当

宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、一夜当たり2,181円を計上する。

但し、宿泊費に夕朝食代を含む場合は減額調整する。

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。

2) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算

用地調査等業務については、定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。
往復旅行時間にかかる直接人件費については含まれていないため、別途計上する。

同一業務の中で、率の異なる複数調査の積算を行う場合は、それぞれの区分の率を用いて算出すること。

区 分	日当・宿泊料 (千円)
工損調査等業務	6.1X

X：延べ宿泊日数及び滞在日数（休日補正日数は除く）

3) 往復旅行時間にかかる直接人件費

往復旅行時間にかかる直接人件費が必要な場合は、上記1)、2)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、1-3-3に基づく。

なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨特記仕様書等に明示するものとする。